平成２１年（フ）第２６９号
山口県周南市築港町12番１―218号
債務者　野原　充己
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１５０７号
東京都小金井市前原町４丁目22番30号アビタシオン小金井103
債務者　宮本　匡子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第５２号
栃木県下野市小金井２丁目15番地６
破産者　山内総建株式会社
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２０年（フ）第１３６号
長野県下伊那郡天龍村平岡1080番地３
破産者　被相続人金田秋男相続財産
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第２９９８号
横浜市神奈川区白楽14番地２
破産者　株式会社スガイワークス
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５３号
栃木県下野市小金井２丁目15番地６
破産者　山内　雅良
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第５４号
栃木県下野市小金井２丁目15番地６
破産者　山内　明美
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２０年（フ）第１３７号
長野県下伊那郡天龍村平岡1080番地３
破産者　金田智惠子
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第１３８号
長野県下伊那郡天龍村平岡1080番地３
破産者　金田　康弘
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第２９９９号
神奈川県中郡二宮町百合が丘２―31―12、住民票上の住所横浜市神奈川区白楽14番地２
破産者　菅井　一彦
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９８号
福岡市東区若宮４丁目２番８―201号
破産者　丸山　　亨
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破 産 終 結

平成１６年（フ）第１３３４号
鹿児島市城山１丁目59番８号
破産者　鈴木　了五
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部

破産手続終結

平成１９年（フ）第２４１号
富山市海岸通字松浦町２番７
破産者　株式会社リックス
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６８号
島根県邑智郡邑南町下口羽249番地
破産者　日高　信明
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第７１号
島根県邑智郡邑南町下口羽1250番地１
破産者　日高　成志
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第７２号
島根県邑智郡邑南町下口羽249番地
破産者　日高　　東
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第１９号
群馬県沼田市鍛冶町3942、商業登記簿上の本店所在地群馬県沼田市鍛冶町997番地
破産者　黒田ベニヤ株式会社
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２０年（フ）第３８７号
栃木県宇都宮市江曽島３丁目2547番地５
ディマンドハイツＥ棟205、前住所栃木県宇都宮市下栗町772番地183
破産者　箕輪　道子（旧姓石川）
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３７号
千葉市若葉区西都賀５丁目５番１号
破産者　高宮　鏡子（旧姓寺田）
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係